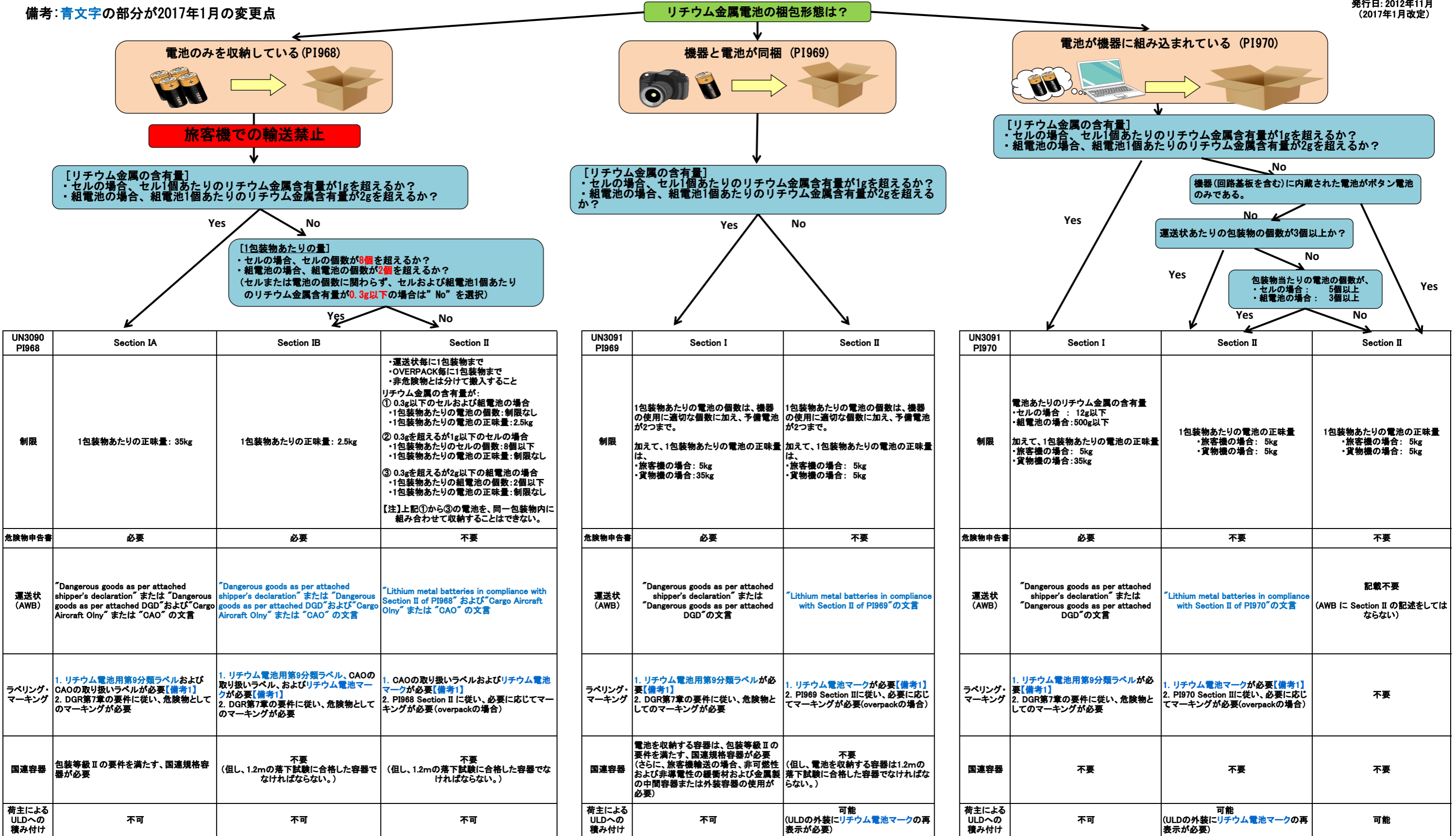


備考: 青文字の部分が2017年1月の変更点



UN3090 PI968	Section IA	Section IB	Section II
制限	1包装物あたりの正味量: 35kg	1包装物あたりの正味量: 2.5kg	<ul style="list-style-type: none"> 運送状毎に1包装物まで OVERPACK毎に1包装物まで 非危険物とは分けて搬入すること リチウム金属の含有量が: <ul style="list-style-type: none"> ① 0.3g以下のセルおよび組電池の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1包装物あたりの電池の個数: 制限なし 1包装物あたりの電池の正味量: 2.5kg ② 0.3gを超えるが1g以下のセルの場合 <ul style="list-style-type: none"> 1包装物あたりのセルの個数: 8個以下 1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし ③ 0.3gを超えるが2g以下の組電池の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1包装物あたりの組電池の個数: 2個以下 1包装物あたりの電池の正味量: 制限なし 【注】上記①から③の電池を、同一包装物内に組み合わせて収納することはできない。
危険物申告書	必要	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI968" および "Cargo Aircraft Only" または "CAO" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルおよび CAOの取り扱いラベルが必要【備考1】 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池用第9分類ラベル、CAOの取り扱いラベル、およびリチウム電池マークが必要【備考1】 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. CAOの取り扱いラベルおよびリチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI968 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)	不要 (但し、1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主による ULD への積み付け	不可	不可	不可

UN3091 PI969	Section I	Section II
制限	1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の個数は、機器の使用に適切な個数に加え、予備電池が2つまで。 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI969" の文言
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要【備考1】 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI969 Section II に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)
国連容器	電池を収納する容器は、包装等級 II の要件を満たす、国連規格容器が必要 (さらに、旅客機輸送の場合、非可燃性および非導電性の緩衝材および金属製の中間容器または外装容器の使用が必要)	不要 (但し、電池を収納する容器は1.2mの落下試験に合格した容器でなければならない。)
荷主による ULD への積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)

UN3091 PI970	Section I	Section II	Section II
制限	電池あたりのリチウム金属の含有量 ・セルの場合: 12g以下 ・組電池の場合: 500g以下 加えて、1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 35kg	1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg	1包装物あたりの電池の正味量は、 ・旅客機の場合: 5kg ・貨物機の場合: 5kg
危険物申告書	必要	不要	不要
運送状 (AWB)	"Dangerous goods as per attached shipper's declaration" または "Dangerous goods as per attached DGD" の文言	"Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI970" の文言	記載不要 (AWB に Section II の記述をしてはならない)
ラベリング・マーキング	1. リチウム電池用第9分類ラベルが必要【備考1】 2. DGR第7章の要件に従い、危険物としてのマーキングが必要	1. リチウム電池マークが必要【備考1】 2. PI970 Section III に従い、必要に応じてマーキングが必要 (overpackの場合)	不要
国連容器	不要	不要	不要
荷主による ULD への積み付け	不可	可能 (ULDの外装にリチウム電池マークの再表示が必要)	可能

【備考1】経過措置として、2018年12月31日まで以下のラベル貼付を認める。
1. リチウム電池用第9分類ラベルに代えて、一般危険物用の第9分類ラベルを貼付。
2. リチウム電池マークに代えて、DGR57版(2016年版)で定められたリチウム電池取り扱いラベルを貼付。